

第1章 計画の策定にあたって

1 障害者に関する政策の動向

(1) 障害者支援関連法の整備

我が国における障害者支援に関する制度や施策の考え方は、2014（平成 26）年 1 月の障害者権利条約の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正によって、大きな変化がもたらされています。2011（平成 23）年には障害者基本法が大幅に改正され、「すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現という新たな目的が掲げられるとともに、地域社会における共生、差別の禁止（社会的障壁の除去）、国際協調という基本原則が規定されました。障害者の定義についても、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と改め、心身の障害そのものが問題なのではなく、障害により日常生活や社会生活が妨げられる社会の側に問題があるという「社会モデル」に基づく考え方への転換が図られました。以降、「障害者虐待防止法」（2012（平成 24）年施行）や、障害者総合支援法（2013（平成 25）年施行）等、障害者の権利保障や社会生活の支援に関する法整備がすすめられました。

近年においても、2016（平成 28）年 4 月には、障害を理由とする差別的取り扱いの禁止や、国・地方公共団体等における合理的配慮の提供義務等を定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同じく 2016（平成 28）年 4 月には、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止と、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた、「障害者雇用促進法（改正）」が施行され、障害者の地域生活や社会参加の妨げとなる社会的障壁を除去・軽減していくための具体的な取り組みがすすみつつあります。

また、「発達障害者支援法」の一部改正（2016（平成 28）年施行）による支援の充実や、「成年後見制度利用促進法」の施行（2016（平成 28）年）、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正（2018（平成 30）年 4 月施行）による支援サービスの充実等、障害者の権利を保障し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向けた、法制度面での基盤整備がすすむとともに、国は新たに高齢者に係る地域包括ケアシステムを障害者や子ども・子育て家庭、生活困窮者等、社会的な支援を必要とするすべての人を対象にした「全世代・全対象型の地域包括支援体制」の構築へと拡充し、支援を必要とする人を地域で支える「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現構想を打ち出しました。

（２）障害福祉の充実

我が国の障害福祉制度は、2003（平成 15）年度の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障害者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。その後、2006（平成 18）年には、それまで身体・知的・精神の障害種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障害者の範囲の見直し等が行われ、2012（平成 24）年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者総合支援法」が制定されました。

「障害者総合支援法」では、改正障害者基本法を踏まえた「共生社会の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。また、障害のある児童を対象としたサービスについては、「児童福祉法」の改正により 2012（平成 24）年度から支援内容の充実が図られました。

2016（平成 28）年には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、2018（平成 30）年度から地方自治体において障害児福祉計画の策定が義務づけられるとともに、障害者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築、障害児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められています。

２ 本計画策定の趣旨

本市においては、2002（平成 14）年度からの 10 年間を計画期間とする「羽曳野市障害者基本計画（第一期計画）」、2012（平成 24）年度から 2014（平成 26）年度を計画期間とする「第二期羽曳野市障害者基本計画」、2015（平成 27）年度から 2020 年度を計画期間とする「第 3 期羽曳野市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「共生社会」の理念の実現に向けて取り組んできました。また、障害福祉施策については、2006（平成 18）年度以降、3 年を 1 期とする「羽曳野市障害福祉計画」をこれまで 4 期にわたって策定し、障害福祉サービス基盤の充実を図ってきました。

この度、「第 4 期羽曳野市障害福祉計画」の計画期間の終了と「第 3 期羽曳野市障害者計画」の中間見直しの時期を迎えるにあたり、新たな計画の策定が求められています。この間の国における障害福祉施策の進展と法制度改革、本市の障害者を取りまく現状や課題、これまでの計画の検証等を踏まえ、本市における障害福祉施策の基本指針として、改めて総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障害福祉の充実に向け、各種施策の方向性を示すことを目的として、「第 3 期羽曳野市障害者計画（後期計画）」及び「第 5 期羽曳野市障害福祉計画」並びに「第 1 期羽曳野市障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

「第3期羽曳野市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」(市町村障害者計画)として位置づけられるものであり、本市における障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするものです。同時に本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての「第5期羽曳野市障害福祉計画」、及び改正児童福祉法第33条の20(2018(平成30)年4月施行)に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「第1期羽曳野市障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示すものであり、これら3つの計画を一体的に策定しました。

本計画の法律上の位置づけ

○障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

○児童福祉法第33条の20第1項(2018(平成30)年4月施行)

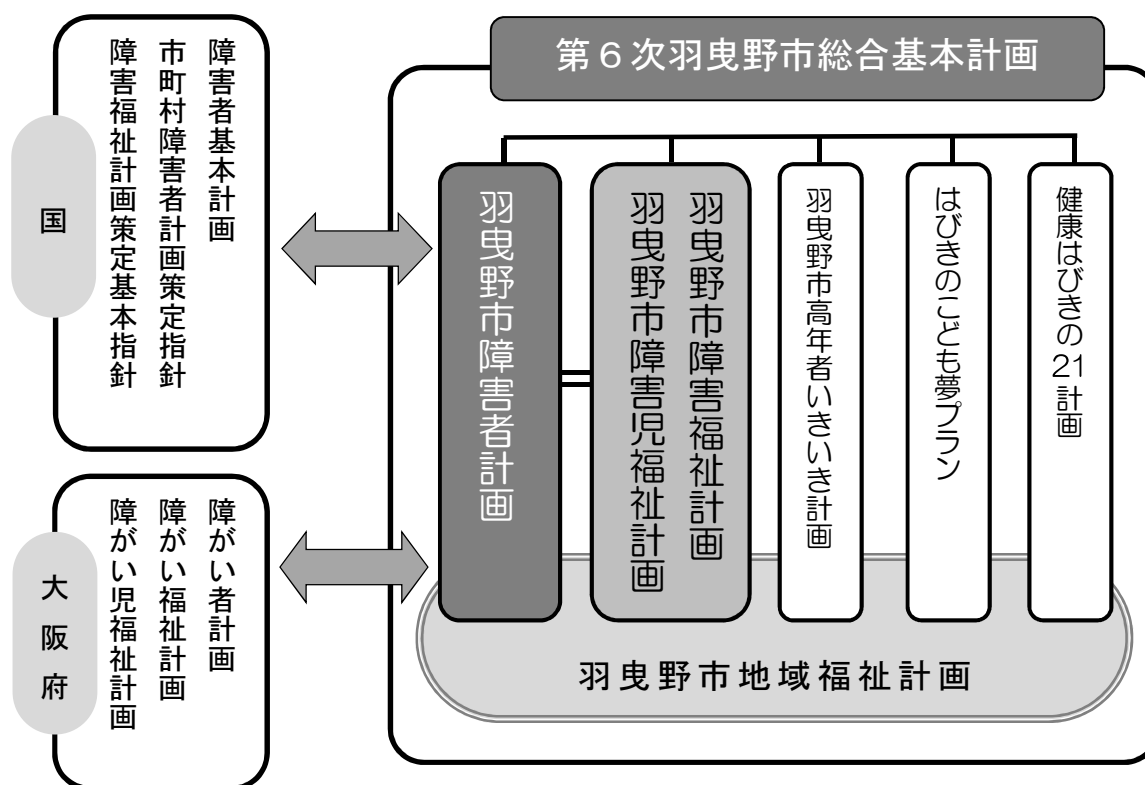
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。))」、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」や「第5期大阪府障がい福祉計画及び第1期大阪府障がい児福祉計画」との整合を図っています。

また、本市における上位計画にあたる「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「第3期羽曳野市地域福祉計画」との整合を図るとともに、関連分野の計画である「羽曳野市高齢者いきいき計画(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)」、「はびきのこども夢プラン(子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び母子保健計画)」、「健康はびきの21計画(第2期)」と相互に連携を図っています。

■羽曳野市障害者計画と他の計画との関連



4 計画の期間

本計画は、羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画、羽曳野市障害児福祉計画を一体的に策定しています。このうち、「第3期羽曳野市障害者計画」については、計画期間を2015（平成27）年度から2020年度までの6年間と定めています。「第5期羽曳野市障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」については、国の基本指針に基づき、2018（平成30）年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。

(年度)								
2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
第3期羽曳野市障害者計画（2015～2020 年度）						第4期羽曳野市障害者計画		
第4期羽曳野市障害福祉計画			第5期羽曳野市障害福祉計画 （2018～2020 年度）			第6期羽曳野市障害福祉計画		
			第1期羽曳野市障害児福祉計画 （2018～2020 年度）			第2期羽曳野市障害児福祉計画		
						見直し		

5 計画の策定体制

(1) 計画の審議機関

本計画は、学識経験者、障害者団体・関係団体・機関の代表者、市議会議員代表者等で構成する「羽曳野市障害者施策推進審議会」に諮問し、当該審議会の意見を踏まえて策定されました。

(2) 障害者・関係団体・市民のニーズや意見の反映

本計画の策定に先立ち、各種障害者手帳所持者等及び障害児通所支援利用者等を対象に、日頃の生活実態や障害福祉サービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。同時に、障害者団体・関係団体及び障害福祉サービス事業所に対して、障害者支援の課題等について尋ねる調査を実施し、計画作成の基礎資料としました。また、計画素案段階において、パブリックコメントを実施し、計画に対して広く意見を求めました。

(3) 大阪府・関係機関との連携

この計画の策定にあたっては、大阪府とのヒアリングや協議を重ね、府の計画との整合を図るとともに、連携して事業を推進する体制づくりに努めました。また、広域的な連携による支援が求められる課題については、関係機関と連絡・調整の場を持ち、相互に協力して障害者支援を推進する体制の整備を図ります。